# 議会改革特別委員会議事日程令和3年7月14日午前10時開会

#### 日程1 決算審査と議会提案について

これまでの会議のまとめ (~R3/6/17)

- ① 決算特別委員会審査終了 会派に提案の要請
- ② 会派での意見調整 会派から一件だけ文書で提案する。 (委員長としての意見も含む)
- ③ 決算特別委員会意見集約
- ④ 議長、決特委員長、両常任委員長での協議

(議会活動や委員会活動との整合性を確認)

- ⑤ 本会議 決算特別委員長より提案
- ・臨時会の開催要件に当てはまるか
- ・ルールとして決特の役割に当てはまるか EX:決算審査以外の権限を持つのか←その場合常任委員長からの提案か
- ・提案の条例化は可能か

### 【今後の確認事項】

- ●会議の進め方
- ○委員会形式で行ったが、起立なしなどもっと自由に意見が出せるようにしてよいのでは
- ○テーマを絞って(例:基本計画など)決算と結び付けて意見交換したらどうか
- ○提案の重さを意識しながらテーマを選定する必要がある
- ○事前に決特でどんな意見が出たか洗い出しが必要
- ○決特では細かな部分の反対や疑問は抑えられながら認定される 各委員が持つ、その細かな部分を集めて集約していくというのはどうか
- ●この取り組みに対する考え方
- ○決特内で執行部から明確な答弁ではない場合、事後の回答や進捗報告の機会ともなる
- ○絶対にテーマを出さなければいけないというものでもない

例) R3 の場合、わざわざ議会から急いで提案する必要のあるものが見当たらなかった

- ○決特の審査の中で完結しておくのが基本となる
- ○決算を認定した後が前提なので、その上での要望などはそれなりの中身が必要
- ○あくまで決特内での審査内容を翌年度予算に反映させるものであって、 審査内容以外の意見は通常の議員提案・議会提案の手順で行うべき

## 参考 平成28年8月ちくご市議会だより抜粋

#### 意見書とは

地方公共団体の公益にかかわる事柄に関して、議会の意思を意見としてまとめたものです。

地方自治法第99条に基づいて議員が発案し、議決後、議会名で国会や、関係行政庁へ提出することができます。

ただし、議会が属する地方公共団体の長に対しては提出できません、

## 決議とは

議会が行う事実上の意思形成行為で、政治的効果を狙い、あるいは議会の意思を対外的に表明するために行われる議会の議決のことです。

決議の内容は当該議会(自治体)の公益に関する限り、広範な問題も可能です。(例:平和に関する意思を表明するもの、法的効果を狙うものなど)

また、意見書と同じように議員が発案して本会議に諮りますが、意見書と違って法的な根拠はありません

次回開催 令和3年8月 日 ( 時から)